

市長の政治姿勢について

「国民保護法」関連条例の制定について伺います。

政府は有事法制の一部である「国民保護法」にもとづき、都道府県に続いて、全市町村に国民保護計画をつくるよう求め、計画作りの諮問機関となる、「国民保護協議会」設置条例を3月中に提出するよう求めています。

2004年6月に成立した「国民保護法」は、戦争のために、自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画作りや実行を迫り、平時から戦争に備えるための体制を作ろうとするものです。

この、「国民保護法」は、1999年に成立させた「周辺事態法」と異なり、懲罰刑や罰金を盛り込んだ罰則が定められています。

「周辺事態法」では、自衛隊は武力行使はできず、後方支援に制限されて、国民を戦争協力に強制動員することも出来ないという制約がありました。

これでは、アメリカが戦争するとき、日本の参戦協力を得ることは困難と判断してアメリカが出てきたのがアーミテージ報告でした。

同報告は、日本に対し、集団的自衛権行使と改憲を要求し、「有事法制」の制定などを求めたのです。

そのアメリカの要求に全面的に応えたのが、2003年の有事3法と2004年の有事7法などの成立でした。

「武力攻撃事態法」や「国民保護法」では、地方自治体の責務や国民の協力を法文に明記すると共に、従わなかった場合の罰則まで規定し、文字通りの強制規定となりました。

しかも「日本有事」ではない段階から、自治体や国民を強制的に動員できる道を開いたのです。

昨年3月末に、政府は地方自治体での計画作りを推進するために、「国民の保護に関する基本指針」を策定しました。

基本指針によると、武力攻撃事態等の有事として想定しているのは、①着上陸攻撃の場合②航空攻撃の場合③弾道ミサイル攻撃の場合④ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合、の4つの類型をあげ、これらの類型に応じた具体的な「国民保護措置」を作るにあたっての留意事項を示した、としています。

外部からの万が一の不当な侵略があった場合や、大震災や大規模災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは、当然のことです。

しかし、有事法制における「国民保護計画」は、災害救助における住民避難計画とは根本的に違うものです。

その違いの第1は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であるということです。

国民保護における「有事」と「災害」の相違点について、政府は「災害は地方が主導するのに対して、有事法制は国が主導する」と説明しています。

有事法制にもとづく「国民保護」や「避難」の計画は、米軍や自衛隊が主導するところに、もっとも大きな特徴があると言うのが政府の見解です。

これまでの歴史を振り返ってみても、戦争における「住民保護」は、軍隊の軍事行動を優先し、その円滑な実行をはかるためものでした。

「国民保護法」がそうならないという保障はどこにもありません。

第 2 の相違点は、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だということです。

地方自治体が住民の避難計画などの「国民保護計画」を作することを義務づけていますが、病院や学校、公民館など、地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業者などを動員する計画を作ることになります。

さらに、「自衛隊法」103条では、有事の場合、土地、施設の強制収用、物資の収用や保管命令などを明記しています。これらの命令を下すのが、都道府県知事です。

さらに、「武力攻撃事態法」にもとづいて、政令で160の公共機関、民間業者を「指定公共機関」としてしていしていますが、地方でその動員計画をまとめ、推進するのも地方自治体です。

地方自治体を戦争協力の下請け機関にするのが「国民保護計画」です。

第 3 の違いは、こうした「国民保護計画」は、国民の自由と権利を侵害する計画になるということです。

「武力攻撃事態法」第 3 条 4 項は、憲法に保障された基本的人権、国民の自由と権利を制限する場合があることを、公然と認めています。

アメリカの戦争への従事命令や国民の土地、建物の強制収用、物資の強制収用が国民の自由や権利の侵害につながることは明らかです。福山市は、このような危険な仕組みづくりに、手を染めるべきではないと思料するものです。市長の御所見をお示してください。

次に、今 3 月議会に、福山市は、「福山市国民保護協議会」の設置と、「福山市国民保護対策本部」及び「福山市緊急対処事態対策本部」を設置する条例を提案しています。

いくつか具体的な内容について、質問いたします。

60名以内の定数で定めようとしている「福山市国民保護協議会」の委員及び、必要あるときには置くことができるとしている幹事は、それぞれ、どのような団体やメンバーで構成されようとしているのかお示してください。

その中に、自衛隊関係者や警察関係者が含まれるのかどうかお示してください。

「福山市国民保護協議会」と、「福山市国民保護対策本部」、及び「福山市緊急対処事態対策本部」相互はどのような関係になるのか、お示してください。

次に、自治体には、自衛隊と平素から連携体制を構築し、共同の訓練を行うことが求められておりますが、福山市は、どのように考えているのか、お示してください。

このような平時からの戦時訓練という事態は、戦争放棄を定めた日本国憲法とは相容れないものであります。

戦時訓練に、自主防衛組織や自治会等に自発的と称して、協力を求めることがあってはならないと思料するものであります。

まして、子どもを巻き込んだの訓練などは、断じて許されません。

こうした事態は、福山市では起こさないことを求めるものです。御所見をお示し下さい。

国保行政について

生活困難の広がり、国民健康保険事業にも、大きく反映しています。

国民健康保険税が払えない滞納世帯は、全国で470万人、1年以上滞納して保険証を取り上げられた世帯数は、約32万にのぼり、過去最悪となっています。

国保証が取り上げられ、資格証明書になれば、病院の窓口で、医療費の全額を払わなくてはなりません。

そのため病院に行くことをためらい、ぎりぎりまで我慢して、救急車で運ばれたときは、すでに手遅れと言う事態が起きています。これらの事態は、国民皆保険の根幹を揺るがすものです。

もともと、国民健康保険の加入世帯は、自営業者や退職者、職についていない人などが圧倒的多数であり、きわめて脆弱です。

だからこそ、国の財政責任が問われるものです。

国民健康保険の再建をめざし、国の総医療費に対する負担率は、元の45％に戻すこと。さらに段階的に総医療費の50％に引き上げることが必要であります。

国に対して、負担率の引き上げを求めてください。

また、現物給付を本旨とする国保法に反する資格証明書の交付、特別療養費の規定を廃止することが求められます。

少なくとも、リストラや倒産で、生活が困窮している世帯や生活保護基準以下の世帯には、直ちに資格証明書の交付除外とすることを求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

次に、新年度の国民健康保険事業について、

10月から出産一時金を現行の30万円から35万円に引き上げるとしています。長年の要望に応えられたことに対しては、評価するものであります。

また、国保税設定の考え方として、1人あたり基礎課税額・医療分は前年度と同額とする。

40歳以上、65歳未満の1人あたり介護納付金は、上昇する見込みととなったものの、暫定的に特定の財源を充当して1人あたり介護納付金課税額・介護分も前年度と同額にとどめるとしています。

値上げを避けたことについては了とするものではありませんが、年金所得控除や高齢者控除の縮小・廃止などにより、国保税算定のもととなる所得額が増えるため、国保税が引きあがる事が懸念されます。

そうした影響を受ける世帯がどれくらいあるのか、その影響額はどれくらいになるのか、それぞれお示し下さい。

2005年度の国保特別会計収支見込は黒字決算であり、なお、24億円近い財政調整基金が保有されております。

この中の1部を取り崩して、世帯あたり1万円の引き下げを行うことを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法が４月１日から実施され、その準備がされていますが、障害者と家族の中に「これまでどおりサービスは受けられるのか」「定率１割の利用料はとても払えない」など、不安が広がっています。

この法律は、障害者福祉に“自己責任”と“競争原理”を徹底して、国の財政負担の削減を推し進めるものです。

とりわけ重大なのは、利用料は、能力に応じて負担するという「応能負担」の原則を、利用したサービス量に応じて負担するという「応益負担」へと転換した事です。

障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を「益」とみなして負担を課するという「応益負担」は、憲法２５条の生存権保障の理念と福祉の理念に真っ向から反しています。

福山市には障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があります。

国に対して「応益負担」を撤回するよう強く要求する事を求めます。

お答えください。

次に、サービス利用料についてお伺いします。

福祉サービスの利用料は、4月1日から定率1割負担になります。

施設やグループホームの利用者は、食費と居住費も全額自己負担となり、耐え難いばかりの負担増が押し寄せます。

通所施設の場合、現在、利用者の95%が無料ですが、平均で月1000円から1万9000円へと19倍もの値上げです。

障害のある子どもの福祉サービスも、10月1日から措置制度が廃止されて契約方式に変更され、同様の重い負担が強いられます。家族が、「同一生計」とみなされるとこれまで以上の負担増になることも懸念されます。

国は負担軽減措置を講じますが、極めて不十分です。

国の負担軽減策である「月額上限額」にしても、障害基礎年金2級で月6万6000円というわずかな収入のうち、2割にものぼる負担を強いられるからです。

そのため、横浜市では、所得の低い障害者は自己負担を全額市が助成することを決めました。

京都市も、国基準の負担額を半分にする独自の軽減措置を実施します。

また福祉サービス、自立支援医療、補装具を重複して利用する場合、国制度ではそれぞれ別に上限額まで負担しなければなりません。利用したサービスの負担の合計に総合的な上限額を設定して負担軽減をおこなう措置も実施します。

京都府や東京都も独自の軽減措置をおこないます。

福山市でも、低所得の障害者への自己負担額を市が負担する制度の創設を求めます。

また、国の利用料負担軽減措置の周知徹底を求めます。

次に医療費についてお伺いします。

患者・障害者の命綱である公費負担医療制度のしくみも大きく変わり、負担が大幅に増加します。

身体障害者が対象の更生医療、障害をもつ子どもと、放置すれば将来障害を残すような疾患をもつ子どものための育成医療、統合失調症やうつ病などの精神通院医療が、すべて原則定率1割の「応益負担」になります。

入院の場合は、さらに食費負担もくわわります。

重い医療費負担のために治療を中断して、症状の悪化や命にかかわる事態が起きかねません。

患者・障害者が安心して医療が受けられるように、国に対して負担軽減策の対象範囲を拡大し、負担上限額をさらに引き下げるよう要求する事を求めます。お答えください。

東京都は精神通院医療の無料継続を決め、山梨県は更生医療の独自負担軽減措置を実施します。

本市はこれまで、市独自で創設されていた精神障害者医療費助成制度を一部改正し、措置入院へ一割負担を導入しようとしていますが、この事が、関係者らへ不安を与えています。

精神障害者医療費助成制度を現行のまま存続させる事を求めます。お答えください。

次に、障害認定と支給決定についてお伺いします。

自立支援法では、福祉サービスを利用する場合は、6段階の認定審査を受けることになります。

厚労省のモデル調査では、「障害程度区分」の認定にさいして、コンピューター処理による第一次判定の結果が、市町村審査会の二次判定で変更された事例が50.4%にものぼりました。

そのため、障害者・家族から、「障害程度区分」によって支給されるサービス量に制限が加えられるのではないかと大きな不安の声があがっています。

長時間介助などを必要とする障害者にたいしては、十分なサービスの保障が必要です。

国庫負担基準をもとに、必要なサービス利用を制限しないよう、万全の措置を講じる事を求めます。お答えください。

また、障害者の自立と社会参加に大きな役割を果たしている小規模作業所が、安定した運営がおこなえるよう、十分な財政措置を講じることを求めます。お答えください。

現在「福山市障害者保健福祉総合計画」を策定中です。

障害者本人の参画で、障害者の生活実態と利用意向などを十分に反映した計画とすることを求めます。お答えください。

以上についてお答えください。

介護保険制度について伺います

福山市は、4月から65歳以上の介護保険料を、基準月額をこれまでより34.2%と、大幅に値上げする方針を打ち出しています。

報道などで値上げ計画を知った高齢者からは、「年金暮らしでこれ以上どこを削って暮らせばいいのか」と、悲痛な声が寄せられています。

全国では新年度介護保険料の設定にあたり、利用者へ負担を軽減する独自の努力を行っている自治体があります。

千葉県浦安市では、介護保険料の値上げを抑える、とのことでした。

浦安市は人口15万5千人余。

65歳以上人口は、2006年度で1万4千人余、2007年度で1万5千人余りの人口規模ですが、2006年度には、1億6450万円、2007、08年度には2億5600万円を一般会計から介護保険会計に繰り入れる、とのことでした。

これにより、２００６年度から２００８年度までの

第３期介護保険料は、一般会計を繰り入れなければ、現行３０８１円が、４５３３円となるところを、一般会計投入後は、

３７８０円と、値上げ幅を低くし、高齢者への負担を、出来る限り抑えています。

福山市も、値上げを抑えるための独自の努力を講じるべきです。

一般会計から財源を繰り入れ、せめて浦安市並みに、保険料を低く抑えるよう見直すことを求めます。

わが党の国会議員団の調査では、国庫負担割合を、５％引き上げると、第１号被保険者の保険料の値上げが不要になる、と試算しています。

政府に対して国庫負担割合を早急に３０％まで引き上げる事を強く要求する事を求めます。

お答えください。

次に、食費・居住費の自己負担の導入についてお伺いします。

昨年、10月から、食費と居住費の自己負担が導入され、要介護者とその家族の生活に、保険料と、利用料の両面で負担を押し付けています。

わが党の調査では、利用者への生存権否定ともとれる被害が生じています。

Aさんは、現在一人暮らしで、年金を切り詰め、ホームヘルパーとデイサービスを利用しながら生活していましたが、デイサービスの食費が自己負担となったことで、利用回数を減らそうか、昼食は自分で持参しようか、また今後も利用を続けていくかどうか、心細く悩んでいました。

時おり不安が大きくなり、「生きていても惨めなだけだ」などと、寂しそうに話しておられます。

Aさんは今のところ何とか在宅で暮らしていますが、足が不自由な事もあり、外出する機会はほとんどありません。

デイサービスを楽しみにしており、カレンダーを眺めては利用日を確かめていました。

A さんにとって、デイサービスは入浴をして、バランスの取れた食事を取り、心身機能を維持していく事その他、社会交流の場としても生活上重要なサービスの一つです。

また、「生きていく意欲・張り合い」を引き出している重要な意味もあります。

食費と居住費の自己負担の導入により、利用者はサービス利用回数を減らし、介護予防にも逆行します。

サービス利用者の食費・居住費を軽減するための、市独自の減免制度を創設する事を求めます。

お答えください。

さらに、昨年10月から始まったホテルコスト導入に伴う実態調査について、その調査結果をお示しください。

以上についてお答えください。

環境衛生行政について

プラスチックゴミの分別の変更についてお伺いします

福山市は、新年度、プラスチックゴミについて、リサイクル可能なプラスチック製容器包装及びペットボトルのみの収集とし、文具、日用品などの商品としてのプラスチック製製品や、洗っても汚れの落ちないプラスチック製容器包装について、可燃物として収集し、焼却施設またはRDF製造施設で処理するとしています。

市は「汚れたプラスチックや商品プラスチックの混入が多く、容器リサイクル法に基づく分別基準に適合しないため」と説明しています。

しかし、「プラスチックゴミの分別の変更」についての報道に市民から「これまで一生懸命分別してきた私たちの努力は何だったのか」「今まで進めてきた行政自らの方針にも逆行するのでは」と強い批判と戸惑いの声があがっています。

こうした背景には国の「プラスチックゴミの焼却」を容認する方針があります。

環境省は2005年2月14日の中央環境審議会の「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理のあり方について(意見具申)」で「今後のプラスチックの取り扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチックについては、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展や最終処分場の逼迫状況等を踏まえ、直接埋立ては行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行う方向で、システムを見直すことが適当である」と再利用できないものは焼却すべき、との考え方を示しています。

これに対して、ごみ問題に取り組む市民団体から、

1. 可燃ごみにすると分別や発生抑制への意欲がそがれる
2. ごみ発電の効率は低くリサイクルとして無駄が多い
3. ダイオキシンや重金属類などの有害物質に加え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生が危惧される

との批判が高まっています。

こうした国の「プラスチックの一部を可燃ごみ」

に容認する方針は、本来進むべき方向である、「分別を徹底して資源リサイクルをすすめる」という自治体や住民の取り組みに逆行するあり方ではありませんか。ご所見をお示してください。

今後、焼却量の増加が予想されますが、R D F施設、焼却施設への負荷、及び、施設の維持管理経費の増大が危惧されるものです。

また、環境負荷への影響について、それぞれご所見をお示してください。

名古屋市では、「ごみ非常事態宣言」後、自治体と市民が徹底して話し合い、21種分別で五年間、25%ごみ量の削減を行っています。

こうした先進自治体に学び、新年度からの「分別の変更」についての方針を撤回し、福山市においても市民と徹底した協議を重ね、市民の協力を得て、ごみ減量化の取り組みを一層強める事を求めるものです。

また、国に対して、製造から廃棄の段階まで事業者の責任を明確にした「拡大生産者責任」の制度をつくるよう求めてください。
以上について、ご所見をお示してください。

歓楽街浄化問題についてお伺いします

松浜町・入船町・住吉町など市内中心部の歓楽街では、住宅街に違法な性風俗店や客引きが横行しています。

そして、これまで、住民・行政・関係期間が一体となり、住環境の浄化対策に取り組んできました。

現状では、若干の改善は見られるものの、依然として、多くの客引きや、違法駐車が横行し、町に立ち寄った客らがゴミを散乱させたり、夜中に大騒ぎをする、携帯電話の音がうるさい、など、地域住民の静穏な住環境が脅かされ続けています。

また「性風俗店が外から見えないようにして、巧妙に営業している」などの、声も聞かれます。

県議会での広島県警の答弁によれば、この地域には、1150軒あまりの性風俗店や、飲食店があるとわれ、暴力団の事務所もあり、「地域が犯罪の温床になっている」とのことです。

また、この地域内には、住宅、小学校や、保育園、病院が存在し、子供たちへの安全確保の点でも、青少年の教育上も、極めて憂慮すべき状態となっています。

本市はこれまで、この地域を、生活安全モデル地域に指定して、住民パトロールや、広告の設置などを行ってきましたが、この地域での、これまで行ってきた施策と、その成果を具体的に、お示しく下さい。

新年度から、生活安全モデル地域の期限が切れますが、行政・警察・地域住民が連携して、この地域の環境浄化を、継続してすすめる特別な手だてが必要だと考えますが、行政としてどのような対策をとるのか、お示しく下さい。

地域住民からは、「生活安全モデル地域の指定を継続してもらいたい」「手を緩めてほしくない」との声が寄せられています。

県警も平成１７年度の県議会での決算特別委員会での答弁では、「継続してやっていく必要がある」との認識を示しています。

生活安全モデル地域の指定期間が切れることで、根付いてきた住民パトロールや歓楽街浄化対策を失速させる事が懸念されます。

モデル地域指定の期間の延期を求めます。
お答えください。

保育行政についてお伺いします

少子化の進行にもかかわらず、保育所入所児童は毎年その数を増し、保育・学童保育、子育て支援への期待と要求はますます大きくなっています。

ところが政府は、公立保育所運営費の一般財源化や補助金の交付金化、保育所・幼稚園の現行基準以下でよしとする「総合施設」の創設をめざすなど、保育の公的責任と国の基準を大きく後退させています。

保育・子育て施策は国と自治体の将来を左右する重要な課題です。

少子化時代の今こそ、子どもの健やかな成長のために、経済効率優先ではなく、国と自治体の責任による保育・子育て支援施策を拡充すべきです。

それにもかかわらず、福山市は今後 10 年かけて、公立保育所を 10～15 所を廃止し、民間移管するという方針を打ち出しました。

福山市の公立保育所は、市内の認可保育園の保育内容や、保育環境の基準となっています。

また、地域の子育てセンターとして大きな役割を担っています。

今、大切な事は、地域の共有財産として市民が
守り育ててきた公立保育園を廃止する事ではなく、
全ての子どもが、どこの保育所にも、安心して入
所できるよう、公立保育所も私立保育園も充実さ
せる事です。

幼い子どもを取り巻く悲しい事件が相次いでお
きる社会的状況だからこそ、子どもたちの健やか
な成長のために、大人たちは最善を尽くす事が求
められます。

本市において、「子育てするなら福山で」と言わ
れるような保育行政を進めることが求められます。
以下の事についてお答えください。

一．公立保育所を廃止する再整備計画を撤回する
こと

一．福山市保育予算を抜本的に増額すること

一．保育所・幼稚園の独自の機能と役割を切り捨
て、幼保相互の水準を低下させる「総合施設」
は導入しないこと

一．過疎地域の子どもの保育を保障するため、公
立保育所を存続させること

以上についてお示してください。

教育行政について

子どもの安全確保についてお伺いします。

小学生が下校時に連れ去られ殺害されるという痛ましい事件が，この間相次ぎ，通学時の安全確保へ各地で取り組みが進められています。

小学校に続いて，新年度，幼稚園，保育所，放課後児童クラブへの緊急通報システムの整備，小学校全児童への防犯ブザーやランドセルシールの配布等の施策及び通学路防犯灯整備等に取り組まれることは評価できるものであります。

引き続き，子どもの安全確保は重要な課題であり，次のことを求めるものです。

一．中学校へ緊急通報システムを整備すること

一．職員室から正門が死角となる小・中学校へ防犯カメラを設置すること

一．教職員が教育の専門家として，子どもと十分向き合う時間的余裕を確保できる条件を整備すること

一．教員加配，少人数学級等で教職員の多忙化を解消すること。

一．養護教諭の複数配置をすること。当面，児童，生徒５００人以上の学校に早急に配置すること

一．安全専門職員として，学校警備員など人的配置をすること

一．保護者や地域の取り組みを行政として積極的に支援すること

以上について，ご所見をお示してください。

鞆港埋め立て架橋計画について

福山市は、これまで、埋め立て架橋について、鞆町内でまちづくり活動されている各種団体の代表と「意見交換会」を行い、2月7日には鞆公民館で「鞆町まちづくりホームページ報告会」を開きました。

「意見交換会」を鞆町の現状と課題、マスタープラン等による整備方針について、市の考え方を説明する「埋め立て架橋」推進の方針を理解してもらう場として位置づけてきましたが、住民団体の理解は得られておりません。

あくまで福山市の方針の理解を得るという強引な手法は、今後、鞆の街づくりを進めていく上で新たな障害を作り出すものではないでしょうか。御所見をお示しく下さい。

また、福山市は、この間、事業推進要望書の住民署名が提出され、住民の92%にあたる大多数の要望が寄せられたとして、ホームページにもその根拠をのせています。

しかし、1月12日に鞆町内や市内の9つの市民団体が、県・市に提出をした「埋め立て架橋の再考を求める」署名は、鞆町内の3割に及ぶ世帯数1264人が署名し、その他、市内、市外合わせて1万148人の署名が寄せられています。

とりわけ、目の前が埋め立てられる^たで^ば、^もと^まち本町1・2、西町、^みち^ごえ道越町内会では50%を超える方が埋め立て架橋について再検討すべきと、署名されています。

このことは、福山市の努力にもかかわらず、依然鞆町内でも「埋め立て架橋」について、住民の理解が得られていないことを示すものであります。

大多数の町民が埋め立て架橋に賛成との前提で、県知事に対し公有水面埋め立て申請の出願をもとめることは誤りであり中止すべきであります。

こうした住民合意を無視して、平成18年度の予算案に、公有水面埋め立て申請のための予算が計上されていることは認められません。
御所見をお示しく下さい。

また福山市は、山側トンネル案について「鞆地区道路港湾計画検討委員会」ですでに論議がつくされたとしています。

しかし、埋め立て架橋が、ベストだという結論を出した「検討委員会」から、すでに 11 年が経過しています。

その後、学者、識者などが中心となって、鞆の歴史的価値などが詳しい調査がおこなわれ、世界的にも歴史的遺産として注目を集める状況も生まれています。

鞆港や、文化財、江戸時代からの古い町家などが、鞆町民のみならず、福山市民、日本国民、世界の人類にとって貴重な世界遺産にもなりうると評価され、歴史的価値を持つものとなっています。11 年のときを経て、あらためて、通過交通として有効性が認められる山側トンネル案の検討が必要となっています。

埋め立て架橋では、歴史的景観が損なわれ、交通量の増加による安全や環境の悪化も問題となるものです。御所見をお示してください。

町並み保存をすすめるうえで大きな障害となっている、県道関江の浦線の都市計画決定は、これまで 50 年もの長い間停滞をしているもので、「時のアセス」の 3 つの要件のうち 2 つまで認められるもので都市計画から除外されるべき事業ではありませんか。

県に対し事業の再検討を行うことを求めてください。

以上のことから「埋め立て架橋計画」を白紙に戻し、専門家や町民の協力を得て、港も含めた鞆の歴史的景観を生かした街づくりをすすめること、住民が要望している生活環境改善、防災対策などの整備をおこなうこと、および町並み保存事業を進めることを求めるものです。御所見をお示してください。

道路問題について

2月28日に、新しい形態になって2回目の事業説明会が瀬戸学区で行われました。

2004年7月6日以来の開催であります。

事業者である国・県が積み残しの質問・意見について答える形で説明を行い、その後、事業説明会のあり方、環境問題、環境影響評価の手法などについて質疑応答が行われました。

質問が多いことから、事業説明会は、午後7時から9時までの予定時間を40分ほど延長しました。

しかし、延長しても質問は終わらず、多くの方が手を上げておられました。ところが、質問者をさえぎるように、司会の幹線道路推進室次長が、突然「事業説明会を今後は行わない」ことなどを読み上げて打ち切りを宣言しました。

今回の事業説明会でも、質問を一方的に打ち切ったため、住民側の疑問は解けず、継続を強く求める声が出されました。

事業者が、住民との話し合いを継続せず、一方的な打ち切りを宣言することは、国・県・市がこれまで表明してきた住民との合意形成を自ら放棄したものではありませんか。

また、2月1日付けで「県道熊野瀬戸線の詳細設計に関する訪問説明について」という文書が広島県福山地域事務所建設局長と福山市長名で地権者に送られてきました。

この訪問説明は、2月13日から2月24日にかけて、事業者が訪問し説明をするというものです。しかし、関係の地権者が、2月13日に留守をしていたため「不在置手紙」なるものがおかれ、そこには、意見・質問がある場合は連絡を、ない場合は理解をいただいたものと判断させていただくと書かれていました。

「不在置手紙」は、全国にも例のないものであり、地権者に対する圧力であり、このような強権的なあり方は許されません。

本来了解が得られない場合、誠意をもって何度でも説明会を行うべきであります。

瀬戸学区住民は、事業説明会を継続することを求めています。

御所見をお示しく下さい。

マンション建設問題についてお伺いします

福山城の東側に、19階建て、67メートルのマンションが建設されており、福山を訪れた人から「城の天守閣の景観を損ねている」との声が寄せられています。このような状況について、市長の認識をお示してください。

次に、東町や多治米町等、住宅街の真ん中の狭い敷地内に、15階や10階建てマンションの建設計画が進められ、周辺住民から環境への不安や懸念の声が上がっています。

中・高層マンションの建設は、日照権侵害、電波障害、視界が遮られる事による圧迫感、高所から民家の中が見下ろされる事によるプライバシーの問題などが発生し、住環境の悪化が懸念されます。

そのため、高層マンションの建設を巡り、各地で紛争が相次いで発生しています。

4日の新聞報道によると、多治米町の住民団体が、同町内に建設中の10階建てマンションについて、建築確認の取り消しを求める行政不服審査請求を提出した、との事です。

水路で二分割されている敷地であるにもかかわらず、地域の排水機能を担う水路の占有許可を行ったことにより、一まとまりの土地として、容積率を計算したため、10階建ての高層マンション建設が可能になったとしています。

そのため、占有を許可した市の責任が追及されております。

マンション建設に係わって住民紛争が絶えない背景には建築基準法の規制の緩和があります。

現在の建築基準法は、その規定が、技術的、数値的な基準として設定されているため、特に建築確認が許可ではなく、法律に適合しているかどうかの確認にすぎないというシステムになっています。

そのため、形式的に基準に適合している限り、行政は、マンションの建築計画を拒否できない、というのが実態です。

また、●高さ制限の規定がないこと、●一団地認定制度を建築物と空地の関係でも認定できるように改定されたため、周辺地域の倍以上の容積率を持つ建築を許してしまっている事 など、高層マンションを建て易い条件を与える法律です。

都市計画法や建築基準法などの行政的な建築の規制基準の範囲と、地域住民が生活に基づいて地域で許容できる開発の範囲が一致していないことが、住民紛争を巻き起こす原因になっているのです。

法的に整っていればどこにでも高層マンションを建築して良い、ということになれば、地域の景観や住環境と調和の取れたまちづくりをすすめることは出来ません。

無秩序な高層マンションの建設を規制する方法を考えるべきではありませんか。

市として、高層マンション建築に対して、条例により高さ制限を行うことを求めます。

ご所見をお示しく下さい。

衛生行政

BSE 問題について

国民の不安を押し切って米国産牛肉の輸入が再開され、わずか 1 ヶ月後に再び全面輸入禁止となりました。国民の不安は、まさに的中したのです。

日本向け米国産牛肉に BSE の病原体が蓄積しやすい脊柱が混入していたこと、出荷資格がない内臓肉などを出荷していたことが明らかになったのです。

先の米国産牛肉の輸入再開にあたって、(1) 全月齢の脊柱など危険部位の除去、(2) 20 ヶ月月齢以下の遵守の 2 つの条件を守ることが約束していましたが、脊柱の混入は、この前提条件を遵守する保障が米国側になことを改めて示したものです。

これについて、米国農務省は報告書提出で「日本の消費者の理解」を得て、輸入再開を迫ろうとしています。

報告書の内容は、脊柱の混入を個別の輸出業者と検査官のミスによる例外的なケースとして片付け、米国の BSE 対策の不備をまったく問題にしません。

脊柱の混入が「日本との合意条件に沿うものではない」が、「国民の健康を害するものではない」とまで述べています。

その後も米国産牛肉の安全性に疑問を抱く報告が次々と明らかにされています。

BSE リスクの高い歩行困難牛 29 頭が食肉に回されていたという米農務省監査局の監査報告もその一例です。

いっそうの不安感が募ります。

一方、日本政府は、脊柱混入問題の責任は米国にあると言ってきましたが、米国の圧力に屈して輸入を再開した責任は重大です。

輸入を再開した後の米国での調査でも、農水省、厚労省は、実際に危険部位を除去しているところを見ていないのに、消費者や食品安全委員会には、問題なしと報告していました。

日米双方で合意された輸入再開の前提条件は遵守される保障がまったくなかったというのが実情です。

牛肉の安全性をめぐる問題は、小手先の対応で解決する問題ではありません。

アメリカに対して毅然と 国民の食品の安全を確保する立場を貫くこと。

全頭検査、全月齢の危険部位除去という日本と同等の安全基準が確保されるまで、輸入再開はすべきではないということを、国に強く求めてください。

また、国内22頭目にあたるBSE感染牛の飼料に肉骨粉が含まれていることがはじめてわかり、感染の原因究明の手がかりがつかまりました。

国に対して、飼料の交差汚染が起きない万全の対策を講じること、

国内牛の全頭検査とその予算を復活させることを強く求めてください。

また、福山市は、あくまでも全頭検査を堅持することを求めるものです。

それぞれについてのご所見をお示しくください。

同和行政・同和教育行政について

我が党は、今日、同和地区内外の格差は基本的には是正されており、一日も早い同和行政の終結を繰り返し求めてきたところであります。

福山市は、先の12月定例市議会において、本年度末で同和地区・住民を対象要件とした特別対策を廃止するとの答弁をし、本定例会の市長総体説明でも、その旨明言されたものであります。

同和行政終結と公正な市政は、市民の長年の願いであり、市民から「廃止は当然だ」との声が寄せられています。

また、教育の場に特別扱いを持ち込んできた学力向上地域支援事業や地域教育活動推進事業の廃止も明らかにされています。

新年度の組織・機構改正により、「同和」の名を冠した機構がなくなります。

しかし、新年度予算には、部落解放同盟への団体補助金490万円が計上されています。他の団体と比較しても高額なものであり、市民の合意を得られるものではありません。

廃止を求めるものです。

また，人権交流センター内にある部落解放同盟の事務所の撤去を求めるものです。

同和対策諸制度の廃止にも関わらず，依然として運動団体への特別扱いを続けるあり方は認められません。

同和問題解決の最終段階にある今日，全ての特別扱いの根絶へ向けて，毅然と踏み出すことを強く求めるものです。

以上，御所見をお示しく下さい。

以上で、日本共産党を代表しての質問といたします。